

大阪市北区社会福祉協議会 広告掲載要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大阪市北区社会福祉協議会（以下「区社協」という）の管理する資産（以下「区社協資産」という）を広告媒体として活用することに関して必要な事項を定める。

(目的)

第2条 区社協資産への広告掲載は、民間企業等との協働により区社協の新たな財源を確保し、住民サービスの向上、地域福祉の推進及び地域経済の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 広告媒体 以下に規定する区社協資産のうち広告掲載が可能なものをいう。

ア 区社協の広報印刷物

イ 区社協のホームページ

ウ 区社協の普通財産

エ その他広告媒体として活用できる資産

(2) 広告掲載 広告媒体に広告を掲載または掲出することをいう

(広告の範囲)

第4条 次の各号のいずれかに該当する広告は、広告掲載を行わない。

(1) 法令等に違反するもの

(2) 公の秩序または善良の風俗に反するもの

(3) 人権侵害となるもの

(4) 政治性、宗教性のあるもの

(5) 社会問題があり公衆に不快の念があるもの

(6) 社会問題を起こしている業種や事業者を広告するもの

(7) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないもの

(8) その他、広告掲載を行う広告として不相当であると認めるもの

(広告媒体の種類等)

第5条 広告媒体の種類、規格、掲載位置、募集方法、広告料及び選定方法等を別途定める。

(審査機関)

第6条 掲載する広告の可否は区社協事務局で審査する。

(会議、庶務、調整)

第7条 掲載する広告の可否について疑義が生じた場合において、事務局が必要と認めたとときに、招集する。庶務は地域支援担当が処理し、事務局長は必要な調整をする。

附則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

北区社会福祉協議会 広報紙 広告募集案内

「北区社協だより」に広告（有料）を掲載希望される事業者・任意団体を募集します。

掲載場所：広報紙 2 ページの最下段

掲載料金：1 区画 5,000 円（1 ページ最大 4 区画）

* 但し任意団体は 1 区画 2,000 円とする。

「北区社協だより」の概要

規 格：405×270×4 面 表裏 4 色印刷 マットコート D 巻 < 57 >

* 紙のサイズや質は状況により変更の可能性があり。

発行回数：年 3 回（7, 10, 2 月）

発行部数：約 57,000 部（折り込み 48,350 部、区社協納品 8,650 部）

* 状況により折り込み部数は変動する。

配 布 先：北区内新聞折込・企業、福祉施設、地域関係者などへ郵送

記事提出先：大阪市北区神山町 15-11 大阪市北区社会福祉協議会

提出期日：令和元年 7 月 31 日（水）

広告申し込みの流れ

①様式第 1 号「広報紙広告掲載申込書」に必要事項を記載



②広告原稿、法人（会社）概要を添付し申し込み



③区社協事務局による審査



④ 8 月 5 日（月）までに可否の通知



⑤掲載決定後、広告掲載費の支払い

様式第1号(第3条関係)

広報紙広告掲載申込書

令和 年 月 日

社会福祉法人 大阪市北区社会福祉協議会 様

申請団体
所在地 _____
名称 _____ (印)
電話番号 _____
FAX番号 _____
メール _____
担当者氏名 _____
担当者連絡先 _____

社会福祉法人大阪市北区社会福祉協議会広報紙「北区社協だより」広告掲載要領第3条に基づき、広告原稿を添えて下記のとおり申し込みます。

記

- 1 広告の大きさ _____ 区画
- 2 広告掲載希望 _____ 令和元年 10月号
- 3 広告原稿の返却 必要 ・ 必要ない
- 4 その他 法人(施設・団体)、会社・各地域の概要等を添付します。